

# 令和5年度集団指導 ～（介護予防）訪問入浴介護～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和6年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課

## ◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 県予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
- ▶ 基準告示：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚告第19号）
- ▶ 基準省令解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
- ▶ 大臣基準：「厚生労働大臣が定める基準」（平成27年3月23日厚労告第95号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。

# I . 人員・運営基準 に関する事項

# 事例 1 : 従業者について

## 指摘事項

従業者のうち他事業（併設する指定通所介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）の職務にも従事している者について、訪問入浴介護の従業者として従事する勤務時間が不明瞭であるため、人員基準を満たしているか確認できない。

### ●ポイント

指定訪問入浴介護事業者は訪問入浴介護事業所ごとに勤務の体制を定めておかなければならない

### ●根拠法令

県条例第59条準用第32条（県予防条例第55条の2）

指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

# 事例 2 : 心身の状況の把握について

## 指摘事項

サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していない。また、把握した内容について記録していない。

### ●ポイント

利用者の心身の状況等を把握しておかなければならない

### ●根拠法令

県条例第59条準用第14条（県予防条例第51条の7） 心身の状況等の把握

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

# 事例3：居宅サービス計画について

## 指摘事項

居宅サービス計画の目標期間及び援助内容に係る期間が満了しているにもかかわらず、以降の居宅サービス計画を取得していない。

### ●根拠法令

県条例第59条準用第17条（県予防条例51条の10） 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供  
指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

# 事例 4 : 介護職員 3 人で訪問する場合について

## 指摘事項

看護職員に代えて介護職員を充てる場合に、主治の医師の意見を確認していない。

### ●ポイント

主治の医師の意見を確認した根拠書類を残しておくこと

### ●根拠法令

解釈通知 第3・二・3・(2)・③

居宅基準第50条第4号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、**利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。**

# 事例 5 : 運営規程について

## 指摘事項

記載しなければならない事項が記載されていない。

### ● 根拠法令

県条例第57条（県予防条例第55条）（運営規程）

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項** ※令和6年4月1日から義務化
- (9) その他運営に関する重要事項



※ **虐待の防止のための措置に関する事項について 令和6年4月1日から義務化**

運営規程では、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容を記載する必要がある。

### 記載例

第〇条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

# 事例 6 : 重要事項説明書の不備について

## 指摘事項

- 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- 運営規程との整合性がとれていない。

## ●ポイント

- 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する必要がある。**
- 訪問入浴介護従業者の勤務体制等について、運営規程と重要事項説明書で整合性がとれていない事例が見受けられるので確認すること。
- 重要事項説明書に盛り込むべき内容
  - 運営規程の概要
  - 訪問入浴介護従業者の勤務体制
  - 事故発生時の対応
  - 苦情処理の体制**

## Ⅱ. 介護報酬に関する事項

# 事例7：サービス提供体制強化加算について①

## 指摘事項

従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定していない。

### ●ポイント

加算の算定要件を満たしていることが分かる書類を適切に保管すること

### ●根拠法令（一部抜粋）

留意事項通知 第2・3・(9)

#### ① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について**個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。**

# 事例7：サービス提供体制強化加算について②

## 指摘事項

留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議について記録が残っていない。

### ●ポイント

加算の算定要件を満たしていることが分かる書類を適切に保管すること

### ●根拠法令（一部抜粋）

留意事項通知 第2・3・(9)

#### ② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる**訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない**。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。**会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない**。なお、「定期的」とは、おおむね**1月に1回以上**開催されている必要がある。

# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

- ▶ 受講が終わりましたら、受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。
- ▶ 回答期限：**令和6年6月30日（日）**
- ▶ 入力はこちらから（訪問入浴介護）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=VU03YyiZ>